

事務連絡
令和2年4月2日

居宅介護支援事業所
管理者様

佐久市 高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る居宅介護支援の
臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルスへの対応のため、有料老人ホーム等において、入居者との面会を禁止する措置が実施されています。このため、有料老人ホーム等に居住している利用者に対して、モニタリング訪問が実施できない状況があり、下記の対応をお願いいたします。

記

- 1 面会を禁止する有料老人ホーム等の入居者に対し、電話等でのヒアリングを実施し、支援経過に経緯や内容を記録すること。
- 2 この場合、利用者への訪問ができない事情が、ケアマネジャーに起因するものではないため、「特段の事情」にあたりし運営基準減算とはしない。

佐久市役所 高齢者福祉課 介護保険事業係
電話 0267-62-3154（直通）